

職域サポートカードローン

令和4年9月1日現在

項目	内容										
商品名	職域サポートカードローン										
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ・当金庫の提供する「事業所パートナー制度」に賛同いただいた事業所の経営者と当該事業所に働く従業員の方（パート・アルバイト等の非正規職員も含まれます） ・満20歳以上65歳未満の方 ・安定継続した収入がある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方										
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ※事業性資金にはご利用できません。										
お借入限度額	お客様お一人あたり10万円以上100万円以下（10万円単位）										
お借入契約期間	3年 ※原則、3年後の応答月の10日を期限とし、再審査のうえ3年間の自動更新とします。 ただし、更新予定日時点で満70歳以上の方は、更新できません。										
お借入方法	当座貸越（お借入限度額内でのリボルビング方式）でのお借入れとなります。										
ご利用方法	専用カードで下記のATM（現金自動預入支払機）からお借入れいただけます。 ・銚子信用金庫本支店 ・他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労金、セブン銀行等提携金融機関 ・ゆうちょ銀行 ※所定の手数料がかかる場合がございます。										
ご返済方法	(1) 定額返済 お借入限度額により、毎月のご返済額が異なります。 次の毎月返済額を返済用預金口座から自動引き落としによりご返済いただきます。 <table border="1"><thead><tr><th>お借入限度額</th><th>毎月のご返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10万円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>20万円、30万円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>40万円、50万円</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>60万円、70万円、80万円、 90万円、100万円</td><td>20,000円</td></tr></tbody></table> ※ご返済日現在のお借入残高およびお利息の合計額が上記に定めるご返済額に満たない場合は、その合計額を自動引き落としによりご返済いただきます。 (2) 随時返済 専用カードにより、ATM（現金自動預入支払機）または店頭窓口での随時返済が可能です。	お借入限度額	毎月のご返済額	10万円	5,000円	20万円、30万円	10,000円	40万円、50万円	15,000円	60万円、70万円、80万円、 90万円、100万円	20,000円
お借入限度額	毎月のご返済額										
10万円	5,000円										
20万円、30万円	10,000円										
40万円、50万円	15,000円										
60万円、70万円、80万円、 90万円、100万円	20,000円										
ご返済日	(1) 定額返済におけるご返済日は毎月10日となります。 ご返済日が当金庫の休業日の場合は、その翌営業日となります。 (2) 随時返済は任意の営業日とします。										
ご返済口座	ご指定の当金庫におけるご本人名義の普通預金口座(総合口座)とします。										
お借入利率	固定金利 年利11.65%										
お利息の計算方法 (付利単位100円)	毎日の最終貸越残高1,000円以上について、1年を365日とした日割り計算とし、毎月決められた日に貸越元本に組入れます。										

職域サポートカードローン

商品概要説明書

項目	内容
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。(または窓口にお問い合わせください)
団体信用生命保険	本ローンには団体信用生命保険の付保はありません。
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
保証料	当金庫が負担いたします。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・本ローンのお申込みを含めて、一般社団法人しんきん保証基金取扱の保証残高は3,000万円を限度とします。なお、住宅ローン・保険ローンは保証残高に含まれません。